

切な改善措置であるものの、書面及び、ホームページの案内をさらに分かりやすくすること、
②再勧誘停止について、ホームページのさらに分かりやすい箇所に当該専用窓口の電話番号を

表示すること、また、各地の消費生活センターへ知らせること、以上について同社に対して改善を求める、2012年7月25日付「再々要請書」を送付しました。

NTT西日本の「フレッツ光」等の勧誘を受けたくない方へ

上記2012年6月15日付「ご回答」によると、NTT西日本ではフレッツ光等の勧誘を受けたくない人のために、専用ダイヤルを設けています。勧誘停止登録ダイヤル「0120-019390」

NTT西日本と「フレッツ光」の契約をした方へ

2012年7月現在、「フレッツ光」の契約は、工事着工前であれば、無条件解約できます。
お申込み・料金・変更または解約についてのダイヤル「0800-2002116」

KC's管内の滋賀県議会にて集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の早期実現についての意見書採択されました。

現在、消費者庁などで法制化に向けて準備がすすめられている「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度」について、KC'sでは、消費者の被害を直接救済できる使いやすい制度となるよう、消費者庁などに対して意見書や新制度骨子案に対する意見の提出、早期創設を求める衆参の消費者問題特別委員の国会議員への要請行動などとりくんできました。

通常国会への法案提出は難しいという現状を踏まえ、6月議会への働きかけが提案されており、それを受けてのとりくみをお願いしました。

福井県：継続審議となっており、福井県生協連がはたらきかけの機会を探っていましたが、議会は原発再稼働のことで精一杯となっている状況でした。

滋賀県：滋賀県生協連・消費者ネットしが・KC's連名の請願を提出。7月11日に採択されました。

全国の集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の創設を求める意見書採択状況 7月13日現在

新たに2012年6月議会にて採択 6県
神奈川県、富山県、滋賀県、広島県、熊本県、宮崎県

また、新潟県、福井県、岐阜県、岡山県、鹿児島県は継続審議となりました。

2012年2月議会にて採択 2府10県
青森県、秋田県、山形県、群馬県、千葉県、長野県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県

2011年12月議会にて採択 1都4県
東京都、三重県、島根県、長崎県、大分県
以上 1都2府20県 合計23議会

詳しい各議会の意見書の内容についてはKC'sホームページをご覧ください。
(<http://www.kc-s.or.jp/report/report2/2012/0329.html>)

6月19～20日国会議員要請報告

【6月19日】

・消費者庁消費者制度課訪問：新しい情報は得られませんでした。県議会意見書採択・国会議員要請、事業者・行政との連携を進めてほしいとのこと。

・衆参の消費者問題特別委員、各党の消費者問題PT・議連の議員に要請し、その中で辻恵議員（民主、衆院）、山本香苗議員（公明、参院）本人と会えました。辻議員からは消費者行政強化のための円卓会議の大阪開催に協力をとのことでした。山本議員は、会期延長が決まった時期であり、翌日の消費者問題特別委員会で質問されるとのことでした。

【6月20日】適格消費者団体について国会審議

・参院消費者問題特別委員会傍聴：特定商取引法改正案が審議され修正の上、可決された。いわゆる貴金属の押し買い被害を防止するための改正で消費者団体訴権の対象となります。

・石井議員（自民）質問概要：適格消費者団体への支援は？

・松原消費者問題担当大臣答弁概要：必要な支援について検討したい。

・山本議員（公明）質問概要：被害者救済制度を創設する法案は、国会が延長されるのであれば、早く提出していただきたいが、いかがですか。

・松原消費者問題担当大臣答弁概要：より良い制度にするための精緻な検討を行うべきと考えており、消費者庁には最大限の努力をさせ、できる限り早期の成案化を目指したいと考えている。

・付帯決議の3項目目には、「本法に基づく差止請求訴訟を担う適格消費者団体への支援についても適切な措置を講ずること。」が盛り込まれました。

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西（内閣総理大臣認定 適格消費者団体）

KC's NEWS

No.39
2012.8.1

発行所 KC's事務局

〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目1-1
天満橋千代田ビル2号館2階

TEL.06-6945-0729 FAX.06-6945-0730
eメール：info@kc-s.or.jp

2012年度通常総会&記念シンポジウム「新しい消費者被害救済制度とKC'sの役割」を110人の参加者で開催しました。

○2012年度通常総会

総会では、西島秀向事務局長が、2011年度事業報告（第1号議案）、決算報告（第2号議案）、役員選任（第3号議案）とNPO法改定にともなう定款変更（第4号議案）について提案を行いました。提案に続いて、2012年度事業計画・活動予算書について報告しました。2012年度は、集团的消費者被害回復に係る訴訟制度が制定され、その施行に向けての対応を準備する年です。全国の他の9つの適格消費者団体とともに消費者にとって使いやすい制度となるよう提言や制度が十分に機能するよう周知徹底を進めます。新制度にむけて特定適格消費者団体の認定申請の準備と組織体制の検討を行うことを報告しました。

また、「差止請求事業」は関西圏を中心に一層活発に行うとともに、『公正な市場づくり』を願う消費者・事業者・行政のネットワークを強め“広く消費者とつながる”活動を進め、消費者団体との連携をより強めていくことを報告しました。

役員については大西憲慈さん、坂本茂さんが理事を退任され、島川勝さん、横山治生さん、三宅康平さんが新たに理事に就任されました。



《採決結果》		
出席表決権数139票／表決権総数174票		
第1号議案	2011年度事業報告承認の件	賛成多数で可決
第2号議案	2011年度決算承認の件	賛成多数で可決
第3号議案	役員選任の件	賛成多数で可決
第4号議案	定款変更の件	出席表決権数の2/3以上賛成多数で可決

○総会記念シンポジウム

記念シンポジウムでは、法案化が進められている集团的消費者被害回復に係る訴訟制度をテーマにこの制度ができたなら具体的に消費者や事業者をめぐる環境はどう変わっていくのか？について意見交換を行いました。

前半は、KC's検討委員長五條操弁護士が「2011年度KC's差止請求活動」について2社に対して、いわゆる「追い出し条項」などの差止請求訴訟を提起したことや、光回線プロバイダーの迷惑なしつこい勧誘に対する要請などを報告しました。

シンポジウムのメインテーマである「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度」の概要をKC's常任理事の二之宮義人弁護士が説明しました。



KC's検討委員長 五條操弁護士



KC's常任理事 二之宮義人弁護士

訴訟制度の全体像は、1段階目で特定適格消費者団体が共通争点に関し判決を得た後、個々の消費者が2段階目の手続に加入し、個々の権利等に関して判決を得て被害回復を行うものになるとの内容でした。

京都消費者契約ネットワーク事務局長の長野浩三弁護士は「(株)セレマに対する差止訴訟」で冠婚葬祭互助会の積立金の解約金条項の一部使用差止を求め、一審(京都地裁)で勝訴していることなど報告しました。



長野浩三弁護士

後半のパネルディスカッションは、パネリストに事業者として坊農昌弘氏(高見(株)常務取締役管理本部長)、消費者として検討委員の大橋明美さん、それに検討委員長の五條操弁護士、常任理事の二之宮義人弁護士が加わり、コーディネーターを弁護士の長野浩三さんに務めていただきました。

二之宮弁護士

「同種の多数被害による泣き寝入りを防ぎ、あきらめていた被害を回復する制度。しかしこの制度の手続を実施する特定適格消費者団体に訴訟や通知・公告などで多くの費用や作業の負担がかかる」と指摘しました。

五條弁護士

「第1段階の結論が出てから消費者が参加できる2段階方式が想定されている。従来、消費者被害は弁護団で訴訟するケースが多く、時間や費用面で消費者、弁護団とも負担が大きかった。その点が改善され消費者にとっては画期的な制度となっている。通知・公告の多大な費用については適格消費者団体への支援策が合わせて必要」と提起しました。

大橋さんは消費者代表という立場で参加

「消費者被害が救済される制度として期待している。新訴訟制度が早くできなければ、その間に新たな被害がでてくるので早期の成立を望んでいる。消費者が裁判をすること自体大きな負担だが、この制度なら戻らなかった不当に高い違約金などを



検討委員 大橋明美さん

取戻せると期待している」と述べました。

坊農氏は事業者代表という立場で参加

「この制度での訴訟になると会社の名前が出るし、集団訴訟となると額が大きくなるのではないかという不安がある。お客様との信頼関係を保ち、サービスの向上につなげるよう法律を順守していこうと考えている。それにより業界全体のサービスが向上すればいいのではないかと考えている」と発言されました。



高見(株) 坊農昌弘常務



パネルディスカッションの様子

パネルディスカッションでは、「濫訴になるのか」「事業者としての新制度にむけた対応」「新訴訟制度導入で消費者はどのように救済されるか」「対象とされる具体的事例」「消費者の期待」「KC'sに期待すること」などについて白熱した議論が繰り広げられました。二之宮常任理事には消費者庁ならこう答えるのではないかという視点からも説明いただきました。

会場からは、諸外国の和解のしかたが参考にならないか、差止と損害賠償を同時にできないか、2段階目の通知・公告の時に、消費生活センターに相談してもらおうということにすればよいのでは、などについて、発言いただき、新訴訟制度の内容について理解を深め合うシンポジウムとなりました。

閉会の挨拶で副理事長の片山登志子弁護士は消費者の権利が尊重されるよりよい市場をつくるために、この制度が必要であるし、このような積み重ねが消費者市民社会を実現するとまとめました。



KC's 差止訴訟・申入れ活動

(1) 民間賃貸住宅業者(株)明来と家賃債務保証会社日本セーフティー(株)に対して、不当な「追い出し条項」を含む契約条項の使用停止などを求める差止請求訴訟の進捗状況。

2011年11月8日大阪地裁に(株)明来と日本セーフティー(株)の両被告に対して、不当な「追い出し条項」を含む契約条項の使用停止などを求める差止訴訟は、いずれも弁論期日が行われており、(株)明来は2012年7月23日、日本セーフティー(株)は同年7月27日までにそれぞれ5回目の期日が行われました。次回期日の予定は(株)明来は同年9月10日、日本セーフティー(株)は同年9月12日です。

(2) 美術通信教育講座を運営する(株)講談社フェーマスクールズに対して「申入書兼消費者契約法41条1項に基づく事前請求書」を送付しました。

2009年6月、消費者より(株)講談社フェーマスクールズの「イラストコンテスト」に応募した子どもに対して、同社より「美術通信教育講座」を勧められて受講した。しかし、学校等が忙しくてほとんど受講できないため中途解約したところ受講料はほとんど返ってこなかった。という情報提供を受け、同社の「美術通信教育講座受講申込書」及び「学則書」ならびに「学則書取扱規定」等に記載されている条項について検討してきました。その一部条項で、消費者契約法9条1号の定める契約解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、契約解除に伴い同社に生ずべき平均的な損害の額を超えるもの等に該当し、無効であるとして、修正、削除を申入れてきました。2012年7月25日付「申入書兼消費者契約法41条1項に基づく事前請求書」が送達後、1週間以上経過すると、KC'sが同社に対して消費者契約法及び特定商取引法に基づき差止請求訴訟を提起することが可能になります。

(3) スルガ銀行(株)が提供している住宅ローンに関する契約条項の早期完済における定率の違約金条項についての「要請書」を送付しました。

スルガ銀行(株)が提供している住宅ローンに関する契約の早期完済における定率の違約金条項は、契約段階で高額な負担を消費者が予想することが容易でなく、消費者に不測の負担を強い

るおそれがあります。同条項については、消費者契約法との関係で問題が生じる可能性があると考えられるため、これを削除することを要請しました。また、条項の変更を行わない場合でも、消費者がより低額の手数料で繰り上げ弁済可能なローンを選択する機会を保障するため、商品選択の初期段階で消費者に周知徹底を図る説明を行うことが必要であるとして、2012年7月24日付で同社に対して「要請書」を送付しました。

(4) ベニーオークションとしてダイヤモンドオークションを運営する、(株)和来に対して「再々お問い合わせ」を送付しました。

(株)和来が提供するダイヤモンドオークションのweb画面上に表示されている①落札商品の仕入れ代金など収益構造②オークションの入札者について③商品の納品について不明な点を問い合わせるため、2012年7月24日付同社に対しての「再々お問い合わせ」を送付しました。

(5) 家賃債務保証業者(株)オーロラに対し契約書のひな形提供を依頼しましたが提供頂けませんでしたので、その事実を公表しました。

建物賃貸借契約に際し、保証人として家賃債務保証業者に保証を委託する例が増加しており、KC'sは、その「家賃保証委託契約書」等に関して調査・検討を実施しています。そのために、この間家賃債務保証業者(株)オーロラに対し、2011年6月29日と2012年4月24日付で契約書のひな形提供の依頼をしたところ、期日(2012年5月25日)までに提供頂けませんでしたので、その事実を公表します。当団体は、同社に対する契約条項の問題点について引き続き検討を続けていきます。契約書をお持ちの方は写しのご提供にご協力下さい。

(6) 西日本電信電話(株)(NTT西日本)が提供している光回線を利用したサービス「フレッツ光」に関する契約について同社に対して「再々要請書」を送付しました。

NTT西日本が提供している光回線を利用したサービス「フレッツ光」に関する契約について、KC'sの「再要請及び再々お問い合わせ」に対して、同社から2012年6月15日付「ご回答」を受領しました。これを検討した結果①工事開通前の無償解約の案内を同社が消費者に送付する契約の内容を確認する書面「初期工事費割引の解約金及びサービス内容・料金等についてのご案内」の表紙に記載するように変更したことは適